

丹篠監公表第 3 号
令和 2 年 2 月 18 日

丹波篠山市監査委員 畑 利 清

丹波篠山市監査委員 國 里 修 久

兵庫県丹波篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により令和元年12月27日に提出のあった兵庫県丹波篠山市職員措置請求書について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

丹波篠山市職員措置請求に係る監査結果
(令和元年12月27日提出分)

令和2年2月

丹波篠山市監査委員

丹波篠山市職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求の受付

令和元年12月27日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく兵庫県丹波篠山市職員措置請求書の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県丹波篠山市*****番地
氏 名 *****

2 請求の概要

(1) 請求の内容 (以下、原文のとおり)

- 1 丹波篠山字山奥山家の篠山市長酒井隆明は、小学国語の助詞が使えない間抜けな市長で、秘書課の達筆の職員に「俺は丹波篠山だ」と書かせた難解な垂幕を作って、本庁舎一階のロビーに恥知らずだから掲げていたが、日本文として意味不明で理解できないので、説明できる職員を呼んでもらい待つと商工観光課の赤松一也とやらが現れて、国語力が小学生並みの酒井隆明の代理人の様な態度で、請求人に対し「デカンショ節シットルカ」と**丸出しの逆質問をしてきた。デカンショ節の中に出身地を聞かれて「俺は丹波の篠山だ」というのがあり、課長赤松**也や親分の市長酒井隆明らは小学生並みの**だから、固有名詞の間に助詞の「の」が存在する事実を忘れており、**だと大目に見ても原作者に失礼なことである。

課長赤松**也に対し意味不明な垂幕の除去を申し付けたが、理解できないのか一週間ほど放置していたので、市職員の前で「小学国語を使えない**の証拠として差押える。返還を求めるなら、篠山警察の全署員を動員して拙宅まで取りにこい」と押収し、現在も「篠山市観光キャッチフレーズ・俺は丹波篠山だ」とやらの**丸出しの垂幕は拙宅にある。「俺は」とは女性と言わないので、**市長「酒井隆明は丹波篠山だ」とすると、丹波市には別の市長が存在するので越権で見当違いの主張である。横文字使いの**なので「観光キャッチフレーズ」とか申しているが、底抜けの**市長でも気付いたのか取下げ、別の言葉を捜すと新聞社に嘯っていた。

市長の周りにはが集合するもので、以前から丹波市の観光協会と合併していたらしい「丹波篠山観光協会」とやらは、数年前に国の補助金で篠山を訪れた観光客にアンケート調査をした。その中に助詞を忘れる**病に感染してたのか「丹波篠山は何処ですか」という変なのがあり、助詞忘れの**病に罹患してない観光客の回答が気に入らないとダダを捏ねて市議会

でも問題になったが、議会は市長の助詞忘れの**病が蔓延していたので、大量の**論議が永久保存の会議録に残っており**サに限りはない。

- 2 王地山公園ささやま荘の経営・運営等に関するプロポーザル募集要項は上から目線の銜学者の作文で不愉快だし、舌足らずの部分があり質問を重ねた。だが担当の商工観光課長赤松一也は、丹波篠山宇山奥山家の八方美人市長酒井隆明の一の子分だから、親分市長宛の質問書の受け取りを拒む暴挙に出て、親分市長は子分課長に助けられて返答しておらず、篠山市は恥ずかしい手口で公有施設の賃貸借契約を結ぶ予定である。その問題点は募集要項の中に「更地返還」とあるのだが、これは賃貸借契約した者が「ささやま荘」から、商工会長の円増亮介が契約途中で逃げ出した物件を引き継ぐのだが、逃げる時は6千万円ほどの建物撤去費用をかけて更地にしなさいということである。大流行のオレオレ詐欺師らの特殊詐欺師らは、不利な部分は隠して相手をハメルもので、篠山市商工観光課は特殊詐欺師の業務を行っているオットロシイ職場だと判明した。監査委員らはボーとしていないで真面目に職務に取り組み、篠山市行政の特殊詐欺的な「ささやま荘経営・運営募集」を防止し、解約時に6千万円ほどの出費が必要なことを公開することで、篠山市に特殊詐欺師の真似をさせない様にするのが、監査委員らの仕事である。

- 3 宝塚市の市長は就職氷河期の人々を市職員に採用して有名になり、隣の三田市や兵庫県や国も真似するらしい。ところが丹波篠山宇山奥山家の市長酒井隆明のオッチョコチョイが、「原発安全神話」の居眠りから東京電力福島第一原発大事故で目を覚まして、寝ぼけマナコで安定ヨウ素剤の各戸事前配布を3年ほど前にした。マスコミは全国初の珍事と報道したが、篠山市長酒井隆明の真似をしたオッチョコチョイ市長は、全国に一人もおらず日本一の**市長だと宣伝した。昨年6月27日に行われた第21回篠山市原子力災害対策検討委員会で、初回から参加しているボスの様な委員の守田敏也が自己名の資料を配っていた。その中で近江八幡市の市長が関西電力と十年ほど前に交渉して、市民8万人分ほどの安定ヨウ素剤を購入させ備蓄していた事実を掲載していた。篠山市長を日本一の**にしないためには、検討会で近江八幡市長の快挙を紹介して篠山市長に関西電力との交渉を促すべきで、同検討会のボス的委員の守田敏也が、近江八幡市長の資料を持っていた以上するべきであった。その点が気になり同検討会で質問したら、最初から同検討会を牛耳ってきた副市長平野斉によって質問を禁止された。

篠山市の公金で運営されている同検討会で、市民の質問が禁じられているのは異常であり前近代的だから、翌日に担当課を訪ねて「市民の発言や質問を禁止する秘密集会には公金の持出しはまかりならぬ。秘密結社の構成員の自費運営とすること」と申入れたが、日本語の助詞を上手に使えない**市長の子分の市職員らは本年7月24日と12月13日に秘密検討会を開き、公費各十万円を市民に秘密で持出したから返還を求め市の損害を補填させよ。

昨年の8月25日には原発とは関係のない自然災害に関する講演に、同秘密検討会の高給日当のボスの存在の守田敏也が、専門外なので下らぬ講演だったけれど、講演料として5万円を取込んだもので、これも支出命令者に篠山市への返還を求める。この講演料は丹波篠山宇山奥山家の八方美人市長酒井隆明後援会の様なもので、各組織から動員された者が多く参加してたから、請求人が質問すると守田敏也は「名誉毀損だ」と騒ぎ、動員部隊は「出て行け。帰れ」と騒ぎ出した。頭を使わない人との会話は避けているので帰ろうとしていると、同検討会の女帝玉山ともよとかが主催者の様に「出て行け」とヒステリックに騒いで、守田敏也親衛隊長の役割を果たしていた。

原発の問題は深刻なものであり、公費を使って安定ヨウ素剤を各戸事前配布は、医療関係者への日当提供であり市長選挙の買収行為の疑いもある。それよりも事故原発に残る三重水素のタンクの列の始末や使用済核燃料棒内の高レベル放射性廃棄物の最終処分場の模索が先決問題である。以上。

3 請求の補正

本請求については補正を要する点があり又、事実を証する書面の添付がなかったため、請求人に対し令和2年1月7日付け丹篠監査第57号で補正通知を行い、同月9日付けで下記のとおり事実を証する書類の提出があり、同月17日付けで下記のとおり補正がなされた。

(1) 事実を証する書面

王地山公園ささやま荘の経営・運営等に関するプロポーザル募集要項（令和元年11月1日）

(2) 補正の内容（以下、原文のとおり）

- 1 公務員の雇主は国民・住民であるが、公務員の中には任命権者や周囲の上司がエサを与えてくれる雇主だと錯覚している沢山な**が、丹波篠山宇山奥山家には棲息しておる。神戸地方裁判所第2民事部には、ジェニコ稼ぎをする為に司法試験に合格して、訴訟手数料を納めろとの補正命令を連発するインテリヤクザもおる。民事訴訟法第8条には、「その価額は、訴えで主張する利益によって算定する」とあり、次の2項で「算定不能」について述べており「訴えの利益」が基本である。同法第9条には「一つの訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする。ただし、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、この限りではない」とこれも「利益」が基本であり、インテリヤクザの裁判官らに訴訟手数料をボッタクラレテいるので、「各請求」は利益よりも「損害」が先行しているから、ジェニコ寄せとの補正命令は見当違いである。篠山市の監査委員らも雇主が任命権者と錯覚しており、間抜けな補正命令や監査結果を連発してきたが、**には付ける薬がないの

で棺桶まで放置することにする。

保釈金 15 億円とは笑いが止まらぬワイと喜んでいたインテリヤクザの裁判官らをセセラ笑い、レバノンへ逃亡した大金持ちの被告人には弱い日本国は、国連から人権問題で何度も指摘されても改められず、金持ち優遇の前近代的な野蛮国家のままである。丹波篠山宇山奥山家の監査委員らも「主権在民」の市民が、親方で雇い主であるとは認識しておらず間抜けな監査結果を出し続けている。市民も慣れたもので日本のザル法が、行政訴訟の前置手続きに監査請求を組込んでいるから、世間の「泣く子と地頭と裁判官や監査委員らには勝てない」との古い諺に従っているだけで、もともと本気で相手はしていないから、従来通りの監査結果を出せばいい。

- 2 王地山公園ささやま荘の経営・運営等に関する提案募集事件であるが、親の光七光りのボンボン小林正典や円増亮介らが無能ゆえに逃げ出した経営を、特殊詐欺師顔負けの方法で解体費用約 6 千万円ほどを隠して契約し、篠山市が特殊詐欺を行うのは違法な行政行為で、監査委員らは未然に防止するのが当り前のことで、補正命令の財務会計上のジェニコ勘定は後日のことで、取り敢えずは 2 件の応募者に詐欺事実を伝え謝罪することだ。

この件を裏で操作しているのは、観光キャッチフレーズとやらの「俺は丹波篠山だ」の間抜けなノボリ旗の説明をした赤松一也で、監査委員らで作成費用を計算して支出命令者に市への返還を求め、篠山市の損害を弁済させるべきである。その後新たな観光キャッチフレーズを決定したと御用新聞で騒いでいたが、日本語の使用能力も小学生並みの連中らが、エエカッコして横文字を使うのは身分不相応だし、周囲に意味が正確に伝わらず丹波篠山宇山奥山家のおサルらと余り差のない言語生活をしていることになり、作成者が間抜けだから多くの市民は本気で相手をしていない。

- 3 篠山市原子力災害対策委員会の会議録を初回から閲覧しているが、最初から安定ヨウ素剤各戸事前配布に向けての工作がなされており、途中で委員からヨウ素剤に偏り過ぎるとの指摘が何度かあったが、主なる目的であるから無視され続けたことが会議録に明確に示されているもので、哀れなる演劇用語の「予定調和」の典型例である。丹波篠山宇山奥山家の市長酒井隆明が、市長選挙を有利に運ぶために公金や公費や公務員を使い、事前運動をするのは全国的に当り前のことで、兵庫県明石市長泉房穂が暴言を吐いて世間やマスコミに宣伝している姿に類似している。

会議録では篠山市長に対する提言 P27 で「甲状腺のタンク満杯」のことを述べているが、それより前に篠山市民の甲状腺にどれだけヨウ素を備蓄していたかを調査していないのは**丸出しである。福島県のひらた中央病院等の医療関係者らが、東京電力の福島第一原発過酷大事故後の混乱期に於いて、未成年者を中心に甲状腺のヨウ素備蓄量を検査し、アメリカの医療紙に結果を発表したことを毎日新聞が伝えていた。その記事を篠山市の担当課に持込

み、篠山市でも市民の甲状腺のヨウ素備蓄量を調べてから、ヨウ素剤各戸事前配布を開始するべきでないかと、丹波篠山宇山奥山家の**が提言したが、**は相手にされないのが世間の常なので無視された。

間抜けな篠山市長に対する提言P35には「とっとと逃げる」との文言が入っており、原子力災害検討会委員守田敏也が会議で固執し、多くの委員から問題視された「とっと」との言葉が掲載され守田は満足しただろう。ところが日本語の「とっと」とは、昔から上品な人々には使われておらず、ゴロツキや泥棒や夜盗や山賊仲間で多用されていた言葉で、近代社会の日本国で使われることは少なく、守田敏也以外の委員らが違和感を抱いたのは当然のことで、上品な篠山市民の多くが「とっと」なる言葉を使うことは少ない事であり外国人の作文である。以上。

4 請求の要件審査

本件措置請求に関して、項目1について、自治法第242条第2項では、前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないと規定されているが、「当該行為のあった日」を慎重に判断するため、項目2、3については自治法第242条第1項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和2年1月21日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目(1)及び(3)-1、(3)-2が「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するか否かについて、項目(2)が「違法若しくは不当な契約の締結又は履行」に該当するか否かについて、監査を実施した。

(1) 「俺は丹波篠山だ」の垂幕の作成費用について

観光キャッチフレーズ「俺は丹波篠山だ」の垂幕の作成費用の支出について、違法若しくは不当な公金支出に該当するか否か。

(2) 王地山公園ささやま荘（以下「ささやま荘」という。）の経営・運営等に関する提案募集について

ささやま荘の経営・運営等に関するプロポーザル募集及び契約について、違法若しくは不当な契約の締結又は履行に該当するか否か。

(3)-1 丹波篠山市原子力災害対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）の開催費用について

検討委員会の委員報酬の支給額104,000円（令和元年7月24日開催）及び

84,000円（令和元年12月13日開催）の支出について、違法若しくは不当な公金支出に該当するか否か。

- (3) -2 篠山市原子力防災学習会（平成30年8月25日開催）（以下「防災学習会」という。）の講演料について

防災学習会の講演料50,000円の支出について、違法若しくは不当な公金支出に該当するか否か。

2 監査対象部局

- (1) 「俺は丹波篠山だ」の垂幕の作成費用について
〈監査対象部局〉農都創造部商工観光課
- (2) ささやま荘の経営・運営等に関する提案募集について
〈監査対象部局〉農都創造部商工観光課
- (3) -1 検討委員会の開催費用について
〈監査対象部局〉市民生活部市民安全課
- (3) -2 防災学習会の講演料について
〈監査対象部局〉市民生活部市民安全課

3 関係職員調査

監査対象部局から関係書類の提出を求め、令和2年2月4日に農都創造部長、農都創造部商工観光課及び市民生活部長、市民生活部市民安全課の関係職員から陳述の聴取をした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、令和2年1月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。また、追加資料として「陳述書」が提出された。

なお、新たな証拠（追加証拠）として、下記の文書等が提出された。

- ア. 追証1 令和元年11月15日に農都創造部商工観光課へ提出された質問書
令和元年12月12日に農都創造部商工観光課へ提出された質問書2
- イ. 追証2 「俺は丹波篠山だ」の垂幕

第3 暫定的停止勧告について

請求人は、ささやま荘の経営・運営等に関するプロポーザル募集及び契約について、契約終了時に更地返還を基本としているが、建物の撤去費用（6千万円ほど）が必要なことを公開していないことは「違法若しくは不当な契約の締結又は履行」に該当するとしてその防止を求めている。

自治法第242条第3項の規定による暫定的停止勧告については、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共

団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、理由を付して監査の手続きが終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができるが、ささやま荘の経営・運営等に関するプロポーザル募集及び契約については同項の規定に該当しないため、暫定的停止勧告を行わなかった。

第4 監査の結果

監査の結果、「俺は丹波篠山だ」の垂幕の作成費用については、自治法第242条第2項に規定する所定の要件を具備しておらず、不適法なものであるものと認められた。したがって、本件措置請求についてはこれを却下する。

ささやま荘の経営・運営等に関する提案募集について及び検討委員会の開催費用について請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

防災学習会の講演料については、平成30年9月14日付けで請求人が行った住民監査請求と同一の内容を再度監査請求したものであり、本件請求は、前回の請求の反復であって不適法なものであるものと認められた。したがって、本件措置請求についてはこれを却下する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

1 「俺は丹波篠山だ」の垂幕の作成費用について

(1) 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア 平成27年8月7日に新しい観光キャッチフレーズを「俺は丹波篠山だ」に決定したことを記者発表し、一般には第63回丹波篠山デカンショ祭りの初日（同年8月15日）の総踊り前に発表している。

イ 平成27年8月21日発行の広報丹波篠山9月号において、新しい観光キャッチフレーズ「俺は丹波篠山だ」が誕生したことを掲載している。

ウ 垂幕は平成27年8月に布で作成されており、布は以前から市が所有していたものを使用している。

(2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

本件措置請求の「俺は丹波篠山だ」の垂幕は平成27年8月に作成されている。本件措置請求は令和元年12月27日に行われており、当該行為のあった日又は終わった

日から1年以上経過している。自治法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないと規定されていることから、この点について判断する。

「正当な理由」とは、当該行為が極めて秘密裡に行われたため、1年を経過した後はじめて明るみになった場合、あるいは天災、地変等で交通機関が途絶して請求期間を経過した場合を指すものとされ、「正当な理由」の有無については、住民が相当の注意力をもって調査をつくしても客観的にみて、その財務会計上の行為を知ることができたかどうか又、知ることができた場合は相当な期間内に措置請求をしたかどうかにより判断するものである。

本件の場合、観光キャッチフレーズ「俺は丹波篠山だ」に決定したことについて平成27年8月7日に記者発表されており、翌日の平成27年8月8日に発行されている新聞においても新しいキャッチフレーズが掲載されている。また、平成27年8月21日発行の広報丹波篠山9月号の11頁においても新しいキャッチフレーズについて記載していることから、秘密裡に行われたものではない。

このことから、自治法242条第2項ただし書に規定する、「正当な理由」にも該当しないと判断する。

以上のことから、本件措置請求は請求期間を徒過したものであり、不適法なものと判断する。

2 ささやま荘の経営・運営等に関する提案募集について

(1) 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア ささやま荘は、令和元年8月31日に休館し、その後、「王地山公園ささやま荘あり方検討会」の提言により、公募型プロポーザル方式（企画提案競技）による民間事業者への管理、運営、譲渡等にかかる公募を実施した。

イ 公募のスケジュールは下記の通りとなっている。

- 1) 募集要項配布期間：令和元年11月1日から11月29日
- 2) 応募予定者登録申込書受付期間：令和元年11月1日から11月29日
- 3) 資料開示及び質問受付・回答期間：令和元年11月1日から12月13日
- 4) 施設見学会：令和元年11月15日
- 5) 事業提案書受付期間：令和元年12月23日から12月25日
- 6) 提案者プレゼンテーション：令和2年1月15日
- 7) 事業予定者決定：令和2年1月下旬（現在審査中）

ウ 王地山公園ささやま荘の経営・運営等に関するプロポーザル募集要項の公募条件中の更地返還の項目は、「契約の満了・中途解約に関わらず、本件契約を終了するときは、原則として、本件土地を丹波篠山市に対し、更地返還することを基本としますが、提案及び契約の段階で協議することも可能です。」と記載されている。

(2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、ささやま荘の経営・運営等に関するプロポーザル募集及び契約について、契約終了時に更地返還を基本としているが、建物の撤去費用（6千万円ほど）が必要なことを公開していないことは違法若しくは不当な契約の締結又は履行に該当すると主張しているため、この点について判断する。

ささやま荘は、令和元年8月31日に休館し、その後、「王地山公園ささやま荘あり方検討会」の提言により、公募型プロポーザル方式による民間事業者への管理、運営、譲渡等にかかる公募を実施している。

令和元年11月1日から「王地山公園ささやま荘の経営・運営等に関するプロポーザル募集要項」に基づき募集を開始し、募集要項の公募条件中の更地返還の項目において、本件契約を終了するときは、原則として本件土地を丹波篠山市に対し更地返還することを基本としているが、提案及び契約の段階で協議することも可能としていることを明記している。

請求人が主張している、更地返還時における建物の撤去費用にかかる具体的な金額の掲載がされていないことについて、更地返還の際に必要な建物の撤去費用は、質問の受付や施設見学会の開催及び事業提案時に協議を行うことも可能としていることから容易に判断できるものである。

以上のことから、ささやま荘の経営・運営等に関するプロポーザル募集及び契約については、違法性や不当な契約の締結又は履行にはあたらず、請求人の主張は理由がないものと判断する。

3 検討委員会の開催費用について

(1) 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア 検討委員会は丹波篠山市附属機関設置条例に基づき設置されたもので、原子力災害対策についての審議を行うこととなっている。

イ 検討委員会の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、丹波

篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定められている。また、当該予算は第119回篠山市議会定例会において、平成31年2月26日に提案され平成31年3月27日に可決されている。

ウ 第22回の検討委員会は令和元年7月24日に丹波篠山市役所本庁舎3階301会議室にて11名の委員により開催されており、報告事項として「平成30年度初めての更新を含む安定ヨウ素剤事前配布事業の報告」、協議事項として「(1)今年度事業について、①令和元年度安定ヨウ素剤事前配布について、②原子力防災啓発事業について」、「(2)安定ヨウ素剤丸剤の使用期限変更に伴う世帯内での更新時期の統一について(案)」が議事として上げられている。

委員報酬の支給については、令和元年7月24日に支出負担行為兼支出決定書が起票され同年8月20日に総額104,000円が各委員に支給されている。なお、当日の欠席者は5名である。

エ 第23回の検討委員会は令和元年12月13日に丹波篠山市役所本庁舎3階301会議室にて10名の委員により開催されており、報告事項として「令和元年度安定ヨウ素剤事前配布事業の報告」、協議事項として「(1)「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」全部改正に伴う協議事項、(2)今後の取り組み」が議事として上げられている。

委員報酬の支給については、令和元年12月13日に支出負担行為兼支出決定書が起票され令和2年1月10日に総額84,000円が各委員に支給されている。なお、当日の欠席者は6名である。

オ 丹波篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則第3条第4項で「附属機関等の長の指示に従うとともに、静穏に傍聴しなければならない」となっており、同条同項第2号で「会議場において発言しないこと」と規定されている。

(2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、検討委員会において市民の発言や質問を禁止する秘密集会に委員報酬を支出することは違法若しくは不当な公金の支出にあたりと主張しているため、この点について判断する。

自治法第203条の2第1項では、普通地方公共団体は、普通地方公共団体の非常勤の職員に対して、報酬を支給しなければならないとされており、同条第2項では勤務日数に応じてこれを支給することとなっているが、条例で特別の定めをした場合はこの限りではないこと、また同条第4項では報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について条例でこれを定めなければならないとされている。本市においては、検討委員会は自治法第138条の4第3項の定めるところにより「丹波篠山市附属機関設置条例」が設置され、「丹波篠山市特別

職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき検討委員会の委員に対し報酬が支給されていることから、法令に違反して予算は執行されていない。

また、丹波篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則第3条第4項で「附属機関等の長の指示に従うとともに、静穏に傍聴しなければならない」とされ、同条同項第2号において「会議場において発言しないこと」と規定されている。

以上のことから、検討委員会に対する委員報酬の支出については、違法若しくは不当な公金支出にはあたらず、請求人の主張は理由がないものと判断する。

4 防災学習会の講演料について

(1) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

本件請求は、平成30年9月14日付けで請求人が行った住民監査請求と同一の内容を再度監査請求したものであり、本件請求は、前回の請求の反復であって不適法であると判断する。